

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

準備書面(7)

平成22年6月30日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	
益	子	浩	志 
島	田	順	二 
山	本	文	土 
安	部	憲	明 
舟	津	龍	一 
川	口	耕一	朗 
山	崎	智	章 
関	口		昇 
北	郷	恭	子 
小	川		伸 
鳴	下		誠 

1 不開示理由1 該当文書	7
(1) 宮内庁書陵部所蔵の書籍 (文書386・乙第107号証, 番号60)	7
(2) 宮内庁書陵部所蔵目録 (文書387, 番号61)	8
(3) 郵便文化財の回収問題 (文書390・乙第221号証, 番号62)	9
(4) 文化財会合記録(引渡し品目) (文書458・乙第222号証, 番号63)	9
(5) 日韓会談の概要 (文書477・乙第223号証, 番号64)	10
(6) 第二次日韓会談概要 (文書479・乙第224号証, 番号65)	11
(7) 日韓会談の経緯 (文書481・乙第225号証, 番号66)	12
(8) 日韓会談の経緯(その二) (文書482・乙第226号証, 番号67)	13
(9) 日韓会談の経緯(その三) (文書484・乙第35号証, 番号68)	13
(10) 日韓国交正常化交渉の記録 総説七 (文書506・乙第108号証, 番号69)	14
(11) 自民党8議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録 (文書517・乙第227号証, 番号70)	16
(12) 第一回請求権分科会に関する打合せ会次第 (文書539・乙第228号証, 番号71)	17
(13) 請求権問題交渉の中間段階における対処要領 (文書542・乙第229号証, 番号72)	18
(14) 朝鮮人教育の概要 (文書565・乙第230号証, 番号73)	18
(15) 韓国文化財の提供について (文書567・乙第231号証, 番号74)	19
(16) 韓国文化財に関する件 (文書570・乙第232号証, 番号75)	19
(17) 韓国文化財の引渡し (文書572・乙第233号証, 番号76)	20
(18) 韓国文化財問題に関する第1回省内打合会 (文書573・乙第234号証, 番号77)	21

(19) 日韓会談文化財小委員会 (文書 5 7 6 ・ 乙第 2 3 5 号証, 番号 7 8)	22
(20) 日韓会談文化財問題に関する省内打合会 (文書 5 7 8 ・ 乙第号 2 3 6 証, 番号 7 9)	22
(21) 文化財保護委員会本間氏との会見報告 (文書 5 8 3 ・ 乙第 2 3 7 号証, 番号 8 0)	23
(22) 韓国関係文化財調査に関する打合 (文書 5 8 4 ・ 乙第 2 3 8 号証, 番号 8 1)	23
(23) 成簀堂文庫について (文書 5 8 6 ・ 乙第 2 3 9 号証, 番号 8 2)	24
(24) 東洋文庫の所蔵の韓国書籍について (文書 5 8 7 ・ 乙第 2 4 0 号証, 番号 8 3)	25
(25) 東京国立博物館所蔵韓国所出品 (文書 5 8 8 ・ 乙第 2 4 1 号証, 番号 8 4)	25
(26) 韓国関係重要文化財一覧 (文書 5 8 9, 番号 8 5)	26
(27) 韓国文化財の現状等に関する調書 (文書 5 9 1 ・ 乙第 2 4 2 号証, 番号 8 6)	26
(28) 東洋文庫田川博士との懇談記録 (文書 5 9 2 ・ 乙第 2 4 3 号証, 番号 8 7)	27
(29) 文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明 (文書 5 9 5 ・ 乙第 2 4 4 号証, 番号 8 8)	27
(30) 文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明補足資料 (文書 5 9 6 ・ 乙第 2 4 5 号証, 番号 8 9)	28
(31) 韓国へ船舶返還 (文書 6 0 4 ・ 乙第 2 4 6 号証, 番号 9 0)	28
(32) 日韓予備交渉第1～10回会合記録 (文書 6 5 0 ・ 乙第 2 4 7 号証, 番号 9 1)	29
(33) 日韓予備交渉第21～25回会合記録 (文書 6 5 2 ・ 乙第 5 1 号証, 番号 9 2)	31

(34) 財産請求権問題処理要領 (文書 6 6 0 ・ 乙第 2 4 8 号証, 番号 9 3)	31
(35) 大野次官、金裕沢大使との会談 (文書 6 8 7 ・ 乙第 2 4 9 号証, 番号 9 4)	32
(36) 倭島局長・ヤング課長会談要旨 (文書 6 9 0 ・ 乙第 5 2 号証, 番号 9 5)	33
(37) 日韓交渉報告(請求権関係部会) (文書 6 9 3 ・ 乙第 2 5 0 号証, 番号 9 6)	34
(38) 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 (文書 7 1 8 ・ 乙第 1 1 0 号証, 番号 9 7)	35
(39) 日韓政治折衝第3回会談記録 (文書 7 2 1 ・ 乙第 2 5 1 号証, 番号 9 9)	36
(40) 日韓外相会談第1回会談記録 (文書 7 2 9 ・ 乙第 2 5 2 号証, 番号 1 0 0)	37
(41) 寺内文庫現状 (文書 1 1 1 6 ・ 乙第 1 1 1 号証, 番号 1 0 1)	37
(42) 文化財等に関する協定要領 (文書 1 1 1 7 ・ 乙第 2 5 3 号証, 番号 1 0 2)	38
(43) 韓国美術品の寄贈 (文書 1 1 1 8 ・ 乙第 2 5 4 号証, 番号 1 0 3)	39
(44) マイクロフィルム寄贈品目の決定 (文書 1 1 1 9 ・ 乙第 2 5 5 号証, 番号 1 0 4)	39
(45) 日韓文化財引渡し打合わせ会 (文書 1 1 2 0 ・ 乙第 1 1 2 号証, 番号 1 0 5)	40
(46) 韓国へのマイクロフィルムの寄贈 (文書 1 1 2 1 ・ 乙第 2 5 6 号証, 番号 1 0 6)	40
(47) 日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談) (文書 1 1 2 6 ・ 乙第 1 1 3 号証, 番号 1 0 7)	41

- (48) 日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)(文書1127・乙第56号証, 番号108) ……………42
- (49) 日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル)(文書1128・乙第37号証, 番号109) ……………43
- (50) 朝鮮郵船所属船舶の韓国引渡(文書1135・乙第257号証, 番号110) ……………44
- (51) 日韓予備交渉文化財関係会合(第1～6回)(文書1165・乙第258号証, 番号111) ……………44
- (52) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回)(文書1217・乙第259号証, 番号112) ……………45
- (53) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回)(文書1218・乙第260号証, 番号113) ……………46
- (54) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第10回)(文書1220・乙第261号証, 番号114) ……………46
- (55) 第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談(文書1222・乙第262号証, 番号115) ……………48
- (56) 一般請求権小委員会臨時小委員会会合(第1～4回)(文書1223・乙第263号証, 番号116) ……………48
- (57) 一般請求権徴用者関係等専門委員会会合(第1～4回)(文書1224・乙第264号証, 番号117) ……………50
- (58) 国会における在外財産補償に関する政府答弁等(文書1234・乙第265号証, 番号118) ……………51
- (59) 日韓関係の打開について(文書1248・乙第57号証, 番号119) ……………53
- (60) 日韓関係の調整(文書1257・乙第118号証, 番号120) ……54
- (61) 在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について -日韓会談再開の二条件

の問題点- (文書1259・乙第266号証, 番号121)	54
(62) 日韓関係その後の状況 (文書1260・乙第267号証, 番号122)	55
(63) 日韓全面会談の開催とその決裂 (文書1261・乙第119号証, 番号123)	56
(64) 日韓会談議題の問題点 (文書1287・乙第58号証, 番号124)	56
(65) 日韓間抑留者相互釈放問題 (文書1296・乙第122号証, 番号125)	57
(66) 韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (文書1313・乙第268号証, 番号126)	58

被告は、本件準備書面において、準備書面(1)ないし(6)に引き続き外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

1 不開示理由1 該当文書

(1) 宮内庁書陵部所蔵の書籍（文書386・乙第107号証，番号60）

ア 不開示情報の内容

文書386（乙第107号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する政府部内での検討した内容、経過等が記載されている。

文書386のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）の約3行分及び29頁（-24-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分のうちの最後の頁（その前4頁は「不開示理由2の番号27」に該当）であり、いずれも、宮内庁書陵部が所蔵している書籍の「項目」、「冊数」等に関する事項が記載されている。

イ 不開示理由

文書386の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、上記文化財問題は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない（文書380において述べた不開示理由（平成22年4月14日付け被告準備書面(6)（以下「被告準備書面(6)」という。）1(6)イ・13ないし14ページ）と同様である。）。

よって、文書386（乙第107号証）に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(2) 宮内庁書陵部所蔵目録（文書387，番号61）

ア 不開示情報の内容

文書387（全部不開示）は、宮内庁が作成した総数20頁の「宮内庁書陵部所蔵目録」であり、韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等に関する事項が記載されている。

イ 不開示理由

文書387の不開示部分に記載された情報は、韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等の各記録であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(3) 郵便文化財の回収問題（文書390・乙第221号証，番号62）

ア 不開示情報の内容

文書390（乙第221号証）は、韓国の郵便文化財に関する文書であり、逡信博物館が所蔵する韓国に関する郵便文化財の内容及び今後の処理方針についての外務省の見解等が具体的に記載されている。

文書390のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 8頁ないし14頁（－7－に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分）

逡信博物館に所蔵されている韓国郵便文化財が一覧表形式で記載されている。

- ② 20頁（－13－）左側

通信文化財が目録形式で記載されている。

- ③ 25頁(−18−)の7文字分, 26頁(−19−)の1行分, 30頁(−23−)の7文字分, 33頁(−26−)の2か所, 28頁(−21−)表題の一部, 品名欄及び備考欄, 35頁(−28−)表題の一部, 品名欄及び備考欄

いずれも通信文化財の帰属等に関する事項が記載されている。

イ 不開示理由

文書390の不開示部分に記載された情報は、いずれも韓国郵便文化財及び通信文化財に関する記録であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(4) 文化財会合記録(引渡し品目)(文書458・乙第222号証, 番号63)

ア 不開示情報の内容

文書458(乙第222号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年6月18日付け「文化財会合記録①ないし④(引渡し品目)」と題する内部文書であり、同日、日韓両代表間において行われた文化財の引渡に関する交渉経過等が記載されている。

文書458のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 4頁(−4−)

韓国側からの返還請求に対し、日本側が、「墓誌」が発掘された場所等の調査を韓国側に依頼した内容が記載されている。

② 9頁(−9−)2行目ないし10頁(−10−)下から2行目

日本側に残す品目名が個別具体的に記載されている。

③ 19頁ないし21頁(−18−に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分), 33頁ないし38頁(−29−に「次頁以下6頁不開示」

と記載されている部分)、42頁ないし50頁(―32―に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分)

いずれも、韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」、「発見場所」及び「数量」が個別具体的に目録形式で記載されている。

イ 不開示理由

文書458の不開示部分に記載された情報は、いずれも日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(5) 日韓会談の概要(文書477・乙第223号証, 番号64)

ア 不開示情報の内容

文書477(乙第223号証)は、外務省アジア局が作成した「日韓会談の概要」と題する文書であり、財産請求権問題に関し政府内部で想定、検討した問答内容、経過等が具体的に記載されている。

文書477のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、47頁(―47―)の約5行分であり、財産請求権問題の解決策として日本側が韓国側に提案した同問題に関する協定の基本要綱案が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書477の不開示部分に記載された情報は、日韓会談における財産・請求権問題に関して日本側が韓国側に提示した具体的な解決策ないし見解である。

しかして、前記のとおり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北

朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書477（乙第223号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(6) 日第二次日韓会談概要（文書479・乙第224号証，同270号証，番号65）

ア 不開示情報の内容

文書479（乙第224号証）は、昭和28年7月付けで外務省が作成した「第二次日韓会談概要」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書479のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、23頁（-19-）の約1行分であり、財産・請求権問題に関する日本政府の見解等が具体的に記載されている。

なお、平成20年5月9日付け情報公開第00826号「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（甲第30号証）により法5条3号に該当するとして不開示とした①16頁ないし19頁（-15-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分）、②20頁（-16-）下段、③21頁（-17-）下段、④22頁（-18-）、⑤23頁（-19-）及び⑥24頁（-20-）の9頁分は、上記不開示部分を除き、いずれも、平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第269号証）により開示した（乙第270号証）。

イ 不開示理由

文書479の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉におけ

る財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的データに基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(7) 日韓会談の経緯（文書481・乙第225号証，同271号証，番号66）

ア 不開示情報の内容

文書481（乙第225号証）は、昭和30年1月31日付けで外務省が作成した「日韓会談の経緯」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書481のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①27頁（-27-）約1行分、②31頁（-31-）約1行分、③61頁（-61-）、④147頁（-143-）約1行分及び⑤171頁目（-167-）約3行分であり、財産請求権問題に関する日本国政府の具体的見解が記載されている。

なお、平成20年5月9日付け情報公開第00826号「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（甲第30号証）により法5条3号に該当するとして不開示とした、⑥140頁ないし143頁（-139-に「次頁以下4頁不開示」と記載された部分）、⑦144頁（-140-）下段、⑧145頁（-141-）下段、⑨146頁（-142-）、⑩147頁（-143-）（ただし、上記④を除く。）及び⑪148（-144-）については、いずれも、平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第269号証）により開示した（乙第271号証）。

イ 不開示理由

文書481の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所

在する日本国政府の在外資産に関する具体的データに基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(8) 日韓会談の経緯（その二）（文書482・乙第226号証，番号67）

ア 不開示情報の内容

文書482（乙第226号証）は、昭和30年10月15日付けで外務省アジア局第五課が作成した「日韓会談の経緯（その二）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書482のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）の約1行分及び5頁（-5-）の約1行分であり、いずれも、「谷大使・金公使会談」において谷大使が提案した発言内容の一部であり、財産請求権問題及び漁業権問題に関する日本政府の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書482の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産請求権問題及び漁業権問題について、谷大使が金公使に対して提案した日本政府の解決策を具体的に発言した内容の一部であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(9) 日韓会談の経緯（その三）（文書484・乙第35号証，番号68）

ア 不開示情報の内容

文書484（乙第35号証）は、昭和31年8月5日付けで外務省アジア局一課が作成した「日韓会談の経緯（その三）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書484のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、63頁（左上に「61」と記載）の約2行分であり、「六. ダレス長官の日韓両国訪問」の

項にあり、財産・請求権問題に関する日本側の具体的見解を中川局長がダレス長官に説明した発言内容が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書484の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について日本政府の解決策の具体的見解をダレス長官に説明した内容であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(10) 日韓国交正常化交渉の記録 総説七（文書506・乙第108号証，番号69）

ア 不開示情報の内容

文書506（乙第108号証）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八（なお、「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）（甲第31号証）」には、「日韓国交正常化交渉の記録総説七」と記載されているが、「八」の誤記である。）と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書506のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 99頁（-99-）の約6行分

「6 朴正熙議長の訪日」の項にあり、池田総理大臣と朴議長が会談した際における財産請求権問題に関して池田総理が発言した具体的な解決策の提案内容が記載されている。

② 177頁（-177-）、179頁（-179-）ないし186頁（-186-）の表の「大蔵省案の『試算額』、『試算の根拠』、外務省案の『試算額』、『注』の各欄の記載部分」、198頁ないし200頁（-197-）に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）、201頁（-1

98-), 202頁ないし203頁(-198-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

いずれも「8 政治折衝と請求権問題 (3) 池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり, 韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額, 算定根拠等が個別具体的に記載されている。

③ 188頁(-188-)の約3行分, 189頁(-189-)の約3行分

「8 政治折衝と請求権問題 (3) 池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり, 前者は, 上記①と同様, 朴議長が会談した際における財産請求権問題に関する池田総理大臣の具体的な解決策の提案内容が, 後者は, 韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記載されている。

④ 218頁(-213-)の約7行分

「8 政治折衝と請求権問題 (5) アジア局における請求権問題解決の構想『日韓請求権交渉の今後の進め方について』」の項にあり, 韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記載されている。

⑤ 259頁ないし260頁(-253-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

「9 小坂外務大臣・崔徳新外務部長官会談 (1) 日本側基本方針」の項にあり, 韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額, 算定根拠等が個別具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書506の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において, 具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請

求権の金額について具体的なデータに基づいて試算・検討した具体的な金額及びその根拠等並びに朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的なデータに基づく資産の内容及びその価額を試算した具体的な算定金額であり、その不開示理由は文書４７７について述べたところと同様である。

(11) 自民党８議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録（文書５１７・乙第２２７号証，番号７０）

ア 不開示情報の内容

文書５１７（乙第２２７号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「自民党８議員及び伊関局長の訪韓３６年（５月６日－１２日）関係会談記録」と題する内部文書であり、韓国を訪問した自由民主党国会議員８名が、韓国の張勉國務総理，鄭外務部長官と各会談した要旨，伊関局長・金次官会談要旨及び伊関局長の所見・考え方および指示事項等が記載されている。

文書５１７のうち，不開示理由１に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

① ２６頁（－２６－）の約８行分

「伊関局長・金次官会談要旨」の項にあり，伊関局長が，金次官に対し，請求権問題の解決策として述べた具体的提案内容が記載されている。

② ３１頁（－３１－）の約４行分，３２頁（－３２－）の約５行分，３３頁（－３３－）の約２行分

いずれも「伊関局長の所見・考え方および指示事項」の項にあり，請求権問題を解決するための具体策として伊関局長が述べた個人的な見解が具体的な金額等を明示して記載されている。

イ 不開示理由

文書５１７の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として述べられた具体的提案内容および政府高官の個人的な見解であるところ，その不開示理由は文書４７７について述べ

たところと同様である。

(12) 第一回請求権分科会に関する打合せ会次第(文書539・乙第228号証, 番号71)

ア 不開示情報の内容

文書539(乙第228号証)は、外務省が作成した「第一回請求権分科会に関する打合せ会次第」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について、昭和27年2月19日に政府部内で開催された韓国との交渉方法についての検討、協議の内容、経過等が記載されている。

文書539のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。① 11頁(−11−)約3行目から12頁ないし15頁(−11−に「次

頁以下4頁不開示」と記載されている部分)および16頁(−12−)1行目まで

「第1回請求権分科会交渉要領私案」の項にあり、請求権問題に関し、韓国と交渉する際の交渉戦略、方針等が具体的に記載されている。

② 19頁(−15−)4行目から20頁ないし22頁(−15−に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)および23頁(−16−)2行目まで

「第1回請求権分科会交渉要領案」の項にあり、上記①の不開示部分と同趣旨の事項が記載されている。

③ 39頁(−32−)の約4行分及び41頁(−34−)の約3行分

「請求権問題交渉に関する打合せ 重要打合せ事項」の項にあり、上記①の不開示部分と同趣旨の事項が記載されている。

イ 不開示理由

文書539の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における請求権問題について、韓国と交渉する際の具体的な戦略ないし方針等を検

討協議した内容、経過等であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(13) 請求権問題交渉の中間段階における対処要領（文書542・乙第229号証，番号72）

ア 不開示情報の内容

文書542（乙第229号証）は、昭和27年3月10日付けで外務省が作成した「請求権問題交渉の中間段階における対処要領」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について韓国との交渉における対処方法を政府部内で検討協議した内容、経過等が記載されている。

文書542のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、9頁（-9-）最終行ないし11頁（-9-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）及び12頁（-10-）冒頭から6行目までであり、財産・請求権問題について韓国と交渉する際の対処要領について、日本側の具体的な交渉術、交渉方針等の内容が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書542の不開示部分に記載された情報は、請求権問題について韓国と交渉する際の日本側の交渉術等の具体的な戦略であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(14) 朝鮮人教育の概要（文書565・乙第230号証，番号73）

ア 不開示情報の内容

文書565（乙第230号証）は、外務省が作成した昭和40年3月25日付け「朝鮮人教育の概要」と題する内部文書であり、在日朝鮮人問題、特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについて政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書565のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）約1行分、②8頁ないし19頁（-8-に「次頁以下12頁不開示」と記載

されている部分), ③101頁(−80−)最後の約3行分から102頁(−81−)3行目まであり, いずれも, 日本各地に存在する朝鮮人学校における民族教育のあり方, 北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容, 経過等が個別具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書565の不開示部分に記載された各情報は, いずれも, 日本各地に存在する在日朝鮮人学校における教育内容および北朝鮮との関係について個別具体的なデータに基づいて外務省が評価した具体的な内容であり, 公にすることにより, 今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法5条3号)に該当する。

(15) 韓国文化財の提供について(文書567・乙第231号証, 番号74)

ア 不開示情報の内容

文書567(乙第231号証)は, 昭和28年10月23日付けで外務省アジア局第二課が作成した「韓国文化財の提供について」と題する内部文書等であり, 日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容, 経過等が記載されている。

文書567のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, 12頁から25頁まで(−11−に「次頁以下14頁不開示」と記載されている部分)であり, 東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表10ページ及び美術品リスト4ページで, いずれも「品名」, 「数量」等が各記載されている。

イ 不開示理由

文書567の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉における文化財問題について, 我が国政府内部で検討するための資料であり, その不開示理由は, 文書386, 380において述べた不開示理由と同様である。

(16) 韓国文化財に関する件(文書570・乙第232号証, 番号75)

ア 不開示情報の内容

文書570（乙第232号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月6日付け「韓国文化財に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つであるわが国が所有する韓国文化財に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書570のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、16頁（－16－）の約1ページであり、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点およびその解決策について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書570の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題に関する具体的問題とその解決策について、政府内部で検討した内容、経過であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(17) 韓国文化財の引渡し（文書572・乙第233号証、番号76）

ア 不開示情報の内容

文書572（乙第233号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書によって構成されており、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書572のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、15頁（－15－）の約9行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書572の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉におけ

る文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(18) 韓国文化財問題に関する第1回省内打合会(文書573・乙第234号証、番号77)

ア 不開示情報の内容

文書573(乙第234号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年10月6日付け「韓国文化財問題に関する第1回省内打合会に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容、経過等が記載されている。

文書573のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁(-3-)の約5行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書573の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、具体的に検討した内容であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(19) 日韓会談文化財小委員会(文書576・乙第235号証、番号78)

ア 不開示情報の内容

文書576(乙第235号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月1日付け「日韓会談文化財小委員会主査非公式会談記録」と題する内部文書等によって構成され、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書576のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 11頁(-11-)の約8行分

「文化財問題の解決方針に関する件（討議用資料）」にあり、文化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について検討した内容、経過等が記載されている。

② 17頁（－16－に「次頁不開示」と記載されている部分）から18頁

（－17－）1行目まで

日韓会談における文化財問題に対処するわが国の方針が具体的に記載されている。

③ 22頁（－21－）約17行分、23頁（－22－）約5行分、24頁（－23－）約4行分

いずれも、日韓会談における文化財問題について具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策について検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書576の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(20) 日韓会談文化財問題に関する省内打合会（文書578・乙第236号証、番号79）

ア 不開示情報の内容

文書578（乙第236号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年12月19日付け「日韓会談文化財問題に関する省内打合会」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する問題点及びその対策等について外務省内部で検討した内容、経過等が記載されている。

文書578のうち不開示理由1に基づく不開示部分は9頁（－9－）約8

行分であり、韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解等が記載されている。

イ 不開示理由

文書578の不開示部分に記載された情報は、韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(21) 文化財保護委員会本間氏との会見報告（文書583・乙第237号証，番号80）

ア 不開示情報の内容

文書583（乙第237号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月18日付け「文化財保護委員会本間氏との会見報告」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討する際の資料等として作成されたものである。

文書583のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①17頁ないし18頁（-16-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）、②26頁（-23-に「次頁不開示」と記載されている部分）、③29頁ないし39頁（-25-に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分）、④41頁ないし51頁（-26-に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも国立国会図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等が各記録されている。

イ 不開示理由

文書583の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(22) 韓国関係文化財調査に関する打合（文書584・乙第238号証，番号8

1)

ア 不開示情報の内容

文書584（乙第238号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年5月20日付け「韓国関係文化財調査に関する打合」と題する文書によって構成されている。

文書584のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①15頁ないし19頁（-14-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）、②22頁ないし31頁（-16-に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分）、③46頁ないし50頁（-30-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも大学図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等が各記録されている。

イ 不開示理由

文書584の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(23) 成簀堂文庫について（文書586・乙第239号証、番号82）

ア 不開示情報の内容

文書586（乙第239号証）は、外務省が昭和28年6月5日付けで作成した「成簀堂文庫について」と題する文書で構成されている。

文書586のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①7頁ないし16頁（-6-に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分）、②38頁ないし39頁（-27-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所蔵場所」等が記録されている。

イ 不開示理由

文書586の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉におけ

る文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(24) 東洋文庫の所蔵の韓国書籍について（文書587・乙第240号証，番号83）

ア 不開示情報の内容

文書587（乙第240号証）は、昭和30年4月26日付けで外務省が作成した「東洋文庫の所蔵の韓国書籍について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府内部で検討した内容、経過等が記載されている。

文書587のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁ないし83頁（－2－に「次頁以下81頁不開示」と記載されている部分）の総数81頁であり、大学図書館ほかの日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品名」、「数量」、「所蔵場所」等が記録されている。

イ 不開示理由

文書587に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(25) 東京国立博物館所蔵韓国所出品（文書588・乙第241号証，番号84）

ア 不開示情報の内容

文書588（乙第241号証）は、外務省が作成した「東京国立博物館所蔵韓国所出品」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府内部で検討した内容、経過等が記載されている。

文書588のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁ないし30頁（－1－に「次頁以下29頁不開示」と記載されている部分）の総数29頁であり、東京国立博物館が所蔵する韓国文化財、書籍等の「品名」、「数量」、「発見場所」等が記録されている。

イ 不開示理由

文書 588 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書 386、380 において述べた不開示理由と同様である。

(26) 韓国関係重要文化財一覧（文書 589、番号 85）

ア 不開示情報の内容

文書 589（全部不開示）は、外務省アジア局が作成した韓国関係重要文化財の一覧表で、総数 9 ページあり、日本国内に所在する韓国文化財、書籍等の「品目」、「数量」、「所有者」等が記録されている。

イ 不開示理由

文書 589 に記載された情報は、韓国の重要文化財に関する記録であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書 386、380 において述べた不開示理由と同様である。

(27) 韓国文化財の現状等に関する調書（文書 591・乙第 242 号証、番号 86）

ア 不開示情報の内容

文書 591（乙第 242 号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 37 年 12 月 24 日付け「韓国文化財の現状等に関する調書」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書 591 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は、① 3 頁（- 3 -）1 1 行目ないし 5 頁（- 3 - に「次頁以下 2 頁不開示」と記載されている部分）、② 12 頁（- 10 -）約 8 行分、③ 16 頁（- 14 -）約 2 行分、④ 20 頁（- 17 - に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも日本国内に所在する韓国文化財等の品名、数量、所在場所等が記載されて

いる。

イ 不開示理由

文書591の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(28) 東洋文庫田川博士との懇談記録（文書592・乙第243号証，番号87）

ア 不開示情報の内容

文書592（乙第243号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年3月18日付け「東洋文庫田川博士との懇談記録」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書592のうち不開示理由1に基づく不開示部分は6頁（－6－）下から2行目から7頁（－7－）3行目までであり、日本国内に所在する韓国文化財の把握について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書592の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(29) 文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明（文書595・乙第244号証，番号88）

ア 不開示情報の内容

文書595（乙第244号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年9月18日付け「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書595のうち不開示理由1に基づく不開示部分は2頁(−2−)約6行分及び3頁(−3−)約4行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書595の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(30) 文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明補足資料(文書596・乙第245号証, 番号89)

ア 不開示情報の内容

文書596(乙第245号証)は、外務省が作成した「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定附属書説明補足資料」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書596は文化財に関する総数14頁の文書であり、不開示理由1に基づく不開示部分は2頁(−2−)ないし15頁(−15−)の各頁のほぼ中央に位置する部分であり、韓国の陶磁器、考古資料及び石造美術品の価値に関する情報が具体的数値として記録されている。

イ 不開示理由

文書596の不開示部分に記載された情報は、韓国文化財の価値に関する情報であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(31) 韓国へ船舶返還(文書604・乙第246号証, 番号90)

ア 不開示情報の内容

文書604(乙第246号証)は、韓国船籍の汽船第三鳳丸を韓国に返還

した経緯及び日本に留置した期間における同船の維持補償費用等等に関する複数の文書によって構成されている。。

文書604のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁(−2−)本文6行目「金」以下約1行分、②3頁(−3−)約13行分、③4頁(−4−)約6行分、④13頁(−12−に「次頁不開示」と記載されている部分)、⑤19頁(−18−)本文6行目「金」以下約1行分、⑥20頁(−19−)約13行分、⑦21頁(−21−)6行目から11行目まで、⑧30頁(−28−に「次頁不開示」と記載されている部分)、⑨35頁(−33−)本文6行目「金」以下約1行分(なお、「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)(甲第39号証)」に記載されている「下から2番目の不開示部分」は「下から3番目」の誤記である。)、⑩36頁(−34−)13行目から37頁(−35−)2行目まで、⑪38頁(−36−)約6行分、⑫49頁(−47−)本文7行目「金」以下約1行分、⑬51頁(−48−に「次頁不開示」と記載されている部分)、⑭57頁(−54−)本文6行目「金」以下約1行分、⑮58頁(−55−)13行目ないし59頁(−56−)1行目、⑯60頁(−57−)約6行分、⑰70頁(−67−)17行目から71頁(−68−)13行目であり、いずれも、上記汽船を日本に留置した期間における維持保管費用、日本政府の支援金、維持保管費の不足金、管理人が日本政府に要求した費用等の具体的な金額等が記載されている。

イ 不開示理由

文書604の不開示部分に記載された各情報は、日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題において検討された上記費用等の具体的な金額であるところ、その不開示理由は文書624、638において述べた不開示理由(被告準備書面(6)1(1)及び(2)・6ないし7ページ)と同様である。

(32) 日韓予備交渉第1～10回会合記録(文書650・乙第247号証, 番号

91)

ア 不開示情報の内容

文書650(乙第247号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年8月21日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」、同月24日付け「日韓予備交渉第2回会合記録」、同月29日付け「日韓予備交渉第3回会合記録」、同年9月3日付け「日韓予備交渉第4回会合記録」、同月6日付け「日韓予備交渉第5回会合記録」、同月13日付け「日韓予備交渉第6回会合記録」、同月20日付け「日韓予備交渉第7回会合記録」、同月26日付け「日韓予備交渉第8回会合記録」、同年10月2日付け「日韓予備交渉第9回会合記録」、同月10日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」と各題する文書によって構成されている。

文書650のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁(-2-), ③3頁(-3-), ③6頁(-6-), ④7頁(-7-), ⑤8頁(-8-), ⑥9頁(-9-), ⑦10頁(-10-), ⑧20頁(-20-), ⑨21頁(-21-), ⑩22頁(-22-), ⑪24頁(-24-), ⑫31頁(-31-), ⑬32頁(-32-), ⑭39頁(-39-), ⑮46頁(-46-), ⑯47頁(-47-), ⑰71頁(-71-)及び⑱72頁(-72-)であり、いずれも、日本側が請求権として韓国側に非公式に提示した具体的な金額、その法的根拠、上記請求権について大蔵省が試算した具体的な金額、韓国と折衝するための具体策についての政府見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書650の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた請求権について日本側が非公式に提示した金額や韓国と折衝するための具体策であるところ、その不開示理由は、文書477について述べたところと同様である。

(33) 日韓予備交渉第21回～25回会合記録（文書652・乙第51号証，番号92）

ア 不開示情報の内容

文書652（乙第51号証）は，昭和37年12月25日から同38年2月1日までに外務省北東アジア課が作成した第21回から第25回までの日韓予備交渉会合記録によって構成されている。

文書652のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，5頁（-5-）15行目8文字分であり，日本側が請求権問題に関して韓国側に非公式に提示した具体的な請求金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書652の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた請求権問題につき，日本側が提示していた請求権の具体的金額であり，その不開示理由は，文書477について述べたところと同様である。

(34) 財産請求権問題処理要領（文書660・乙第248号証，番号93）

ア 不開示情報の内容

文書660（乙第248号証）は，外務省が作成した昭和30年2月10日付け「財産請求権問題処理要領（案）」，同月24日付け「日韓関係の調整に関する件（特に財産請求権問題に関連）」，同日付け「請求権問題処理要領案」，同年3月4日付け「請求権問題関係者協議会」，大蔵省理財局長が作成した同年4月12日付け「日韓関係の調整に伴う財産及び請求権の処理について」と各題する文書等によって構成されている。

文書660のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，①1頁（-1-）約6行分，②2頁（-2-）3行目から3頁（-3-）4行目，③5頁（-5-）約1行分，④5頁（-5-）8行目から7頁（-5-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分），⑤8頁（-6-）11文字分及び8文字

分、⑥8頁（－6－）最終行から9頁（－7－）6行目まで、⑦9頁（－7－）左から4行分、⑧18頁（－16－）約3行分、⑨19頁ないし21頁（－16－に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書660の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉に具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、具体的な解決策として検討された日本国政府の見解及び在外資産に関する具体的価額を試算した算定金額等であるところ、その不開示理由は、文書477について述べたところと同様である。

(35) 大野次官、金裕沢大使との会談（文書687・乙第249号証、同272号証、番号94）

ア 不開示情報の内容

文書687（乙第249号証）は、外務省が作成した「日韓会談における五議題」と題する内部文書であり、日韓会談において協議された問題点について同省内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書687のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①6頁（－6－）約1行分及び2行分、②6頁（－6－）最終行から8頁（－6－に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）、③19頁（－17－）左から4行目ないし3行目までの約1行分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

なお、平成20年5月26日付け情報公開第00860号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第2号証の2）により不開示とした19頁（－17－）左から4行目16文字については、平成22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の

変更について（通知）」（乙第269号証）により開示した（乙第272号証）。

イ 不開示理由

文書687の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容等であるところ、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(36) 倭島局長・ヤング課長会談要旨（文書690・乙第52号証，番号95）

ア 不開示情報の内容

文書690（乙第52号証）は、外務省アジア局第二課が作成した「倭島局長・ヤング課長会談要旨」と題する政府高官と外国要人との間の会談、折衝記録等の複数の文書によって構成されている。

文書690のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 41頁（－41－）下から2行目から42頁（－42－）上から1行目まで，51頁（－51－）約2行分

いずれも「Draft Statement (1)」と題する同一内容の英文中にあり、請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記載されている。

- ② 44頁（－44－）約3行分，160頁（－160－）約3行分，181頁（－181－）約1行分，183頁（－183－）最終行から184頁（－184－）1行目まで

44頁（－44－）は、「声明（一）」と題する文書で、上記「Draft Statement (1)」と題する文書の和訳である。160頁（－160－）は、昭和28年10月15日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓請求権問題について」と題する文書中の記載，183頁（－183－）から

184頁（－184－）も同年11月6日付けで外務大臣が在米大使あてに送信した「日韓会談の件」と題する文書中の記載であり、いずれも、上記①と同一内容で、請求権相互放棄の原則の例外として日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書690の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(37) 日韓交渉報告（請求権関係部会）（文書693・乙第250号証，同273号証，番号96）

ア 不開示情報の内容

文書693（乙第250号証）は、外務省が作成した昭和28年5月11日付け「日韓交渉報告（六） 請求権関係部会第一回会議状況」、同月19日付け「日韓交渉報告（三） 請求権関係部会第二回会議状況」、同年6月11日付け「日韓交渉報告（二十二） 請求権関係部会第三回会議状況」、同月18日付け「請求権関係専門家協議会議事要録」と各題する文書によって構成されている。

文書693のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 42頁（－42－）2行から3行目までの約1行分

請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容が記載されている。

なお、平成20年5月26日付け情報公開第01081号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第3号証の2）により不開示とした42頁（－42－）2行目16文字については、平成

22年6月23日付け情報公開第00988号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第269号証）により開示した（乙第273号証）。

- ② 52頁（-52-）8行目から53頁（-53-）2行目まで，54頁（-54-）約3行分

請求権問題について政府部内の検討の経過，我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書693の不開示部分に記載された情報は，請求権問題について日本側が韓国側に提示した具体的な提案内容の具体例であり，その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

- (38) 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針（文書718・乙第110号証，番号97）

ア 不開示情報の内容

文書718（乙第110号証）は，外務省が作成した昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」，同月8日付け「韓国の地位に関する補足説明（「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」付属）」，同月14日付け「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会義概要」と各題する内部文書等で構成されている。

文書718のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおりである。

- ① 3頁（-3-）6行目から9頁（-3-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分）6行目まで，11頁（-6-）約10行分，12頁ないし13頁（-6-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分），18頁ないし27頁（-10-に「次頁以下10頁不開示」と記載されている部分）

いずれも「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」の文書内にあり、在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策が記載されている。

② 44頁（-27-）3か所

「日韓政治折衝の今後の進め方に関する打合せ会義概要」の文書内にあり、日本側が請求権として韓国側に提示した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書718の不開示部分に記載された情報は、いずれも在日韓国人の法的地位問題及び請求権問題等についての具体的問題点とその対策、日本側が請求権として韓国側に提示した具体的な金額であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(39) 日韓政治折衝第3回会談記録（文書721・乙第251号証，番号99）

ア 不開示情報の内容

文書721（乙第251号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年3月15日付け「日韓政治折衝第3回会談記録」と題する内部文書であり、1頁から6頁までの手書き文書と7頁から9頁までのワープロ文書は同一内容であり、日本の外務大臣と韓国の長官との会談内容を記録したものである。

文書721のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁（-2-）5行目から8行目まで、②7頁（-7-）下から2行目から8頁（-8-）2行目まで、③2頁（-2-）下から2行分、④8頁（-8-）4行目から5行目までの約1行分、⑤3頁（-3-）下から4行分、⑥8頁（-8-）13行目から16行目までの約4行分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する具体的問題点について、韓国側に説明した日本政府のの見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書721の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する具体的問題点について、韓国側に説明した日本政府の見解であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(40) 日韓外相会談第1回会合記録（文書729・乙第252号証，番号100）

ア 不開示情報の内容

文書729（乙第252号証）は、外務省が昭和40年3月24日に作成した「日韓外相会談第1回会合記録」等第1回日韓外相会談に関する内部文書等によって構成されている。

文書729のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、7頁（-7-）約3行分であり、上記会談において、外務大臣が発言した請求権問題についての具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書729の不開示部分に記載された情報は、外務大臣が請求権問題について発言した具体的見解であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(41) 寺内文庫現状（文書1116・乙第111号証，番号101）

ア 不開示情報の内容

文書1116（乙第111号証）は、外務省アジア局北東アジア課長が作成した「寺内文庫の現状」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1116のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①7頁（-7-）の約8行分、②15頁（-14-に「次頁不開示」と記載されている部分）、③17頁ないし44頁（-15-に「次頁以下28頁不開示」と記載されて

いる部分), ④56頁(-27-)の2か所, ⑤72頁(-43-)の約8行目, ⑥97頁ないし152頁(-67-)に「次頁以下56頁不開示」と記載されている部分), ⑩169頁ないし198頁(-83-)に「次頁以下30頁不開示」と記載されている部分)であり, いずれも, 日本国内の大学等に所在する韓国書籍について, 「書名」, 「冊数」, 「所蔵場所」等が一覧表ないし目録形式で記載されている。

イ 不開示理由

文書1116の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉における文化財問題について, 政府内部で検討するための資料であるところ, その不開示理由は, 文書386, 380において述べた不開示理由と同様である。

(42) 文化財等に関する協定要領 (文書1117・乙第253号証, 番号102)

ア 不開示情報の内容

文書1117(乙第253号証)は, 賠償庁が作成した昭和27年付け「文化財等に関する協定要領(案)」と題する内部文書等から構成されており, 日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容, 経過等が記載されている。

文書1117のうち不開示理由1に基づく不開示部分は, ①16頁(-16-)の約3行分, ②17頁(-17-)の約2行分であり, 日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容, 経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1117の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉における文化財問題について, 我が国政府内部で検討するための資料であるところ, その不開示理由は, 文書386, 380において述べた不開示理由と同

様である。

(43) 韓国美術品の寄贈（文書1118・乙第254号証，番号103）

ア 不開示情報の内容

文書1118（乙第254号証）は，文化財保護委員会が作成した韓国美術品等に関する複数の文書によって構成されている。

文書1118のうち不開示理由1に基づく不開示部分は，①1頁（-1-），②4頁（-4-），③7頁（-7-），④12頁（-12-）及び⑤13頁ないし20頁（-12-に「次頁以下8頁不開示」と記載されている部分）であり，いずれも，韓国出土美術品の「品名」，「数量」，「取得時期」等が一覧表形式で記録されている。

イ 不開示理由

文書1118の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉における文化財問題について，政府内部で検討するための資料であるところ，その不開示理由は，文書386，380において述べた不開示理由と同様である。

(44) マイクロフィルム寄贈品目の決定（文書1119・乙第255号証，番号104）

ア 不開示情報の内容

文書1119（乙第255号証）は，外務省が作成した「マイクロフィルム寄贈品目の決定」と題する内部文書であり，日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容，経過等が記載されている。

文書1119のうち不開示理由1に基づく不開示部分は，①4頁（-4-），②5頁ないし15頁（-4-に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分）及び③17頁ないし42頁（-5-に「次頁以下26頁不開示」と記載されている部分）であり，いずれも，韓国文化財である書籍等の「書品」，「編集者」，「冊数」が各記録されている。

イ 不開示理由

文書1119の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(45) 日韓文化財引渡し打合わせ会（文書1120・乙第112号証，番号105）

ア 不開示情報の内容

文書1120（乙第112号証）は、外務省が作成した「日韓文化財引渡し打合わせ会」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内での打合せの内容、経過等が記載されている。

文書1120のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①19頁（-19-）「貨物海上保険料率見積書」以下本文3行分、②20頁（-20-）本文約4行分、③23頁（-23-）左側欄外、④105頁（-104-）及び⑤106頁（-105-）であり、いずれも日韓国交正常化交渉における文化財問題に関して、日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険料等の金額等が具体的数値で記載されている。

イ 不開示理由

文書1120の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討するための資料であるところ、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(46) 韓国へのマイクロフィルムの寄贈（文書1121・乙第256号証，番号106）

ア 不開示情報の内容

文書1121（乙第256号証）は、外務省文化第一課が昭和41年4月12日付けで作成した「韓国へのマイクロフィルムの寄贈について」と題す

る内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1121のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、5頁ないし29頁（－4－に「次頁以下25頁不開示」と記載されている部分）であり、韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存された韓国書籍の「書名」、「冊数」等が目録形式で記載されている。

イ 不開示理由

文書1121の不開示部分に記載された情報は、マイクロフィルムに保存された韓国書籍の目録であり、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(47) 日韓国交正常化交渉の記録（再開第6次会议）（文書1126・乙第113号証，番号107）

従前、不開示理由1としていたが、不開示理由2とする方が、より正確であると判明したため、本文書は不開示理由2に訂正する。

ア 不開示情報の内容

文書1126（乙第113号証）は、外務省が作成した「再開第6次会談」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で打合せた内容、経過等が記載されている。

文書1126のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、平成21年12月8日付け被告準備書面(4)（以下「被告準備書面(4)」という。）の2（30）（35ないし36ページ）で主張した点のほかに、①73頁（－73－）約4行分及び②85頁（－84－に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも「日韓会談今後の進め方について改定案」の項にあり、前者は「（日韓）会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情」として、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等が、後者は「日韓会談の進め方」について当時の池田総理大臣が指示した内容が、いず

れも個別具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1126の不開示部分に記載された情報は、日韓会談の進め方について、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する

(48) 日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシヤル）（文書1127・乙第56号証、番号108）

従前、不開示理由1としていたが、不開示理由2とする方が、より正確であると判明したため、本文書は不開示理由2に訂正する。

ア 不開示情報の内容

文書1127（乙第56号証）は、外務省が作成した昭和40年7月26日「第7次会談の開始と基本関係条約案イニシヤル」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1127のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、被告準備書面(4)2(31)(36ページ)で主張した点のほかに、①80頁（－80－）6行目から9行目までの約3行分及び②81頁（－81－）7行目から9行目までのいずれも「(4)河野ラインによる裏交渉」の項にあり、河野国務大臣（当時）が進めていた韓国首脳との日韓会談再開の裏交渉が立ち消えになった経緯及び理由の分析等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1127の不開示部分に記載された情報は、日韓会談再開の裏交渉が

頓挫した経緯及び理由等であり、事柄の性質上、表沙汰にされない外交交渉におけるいわゆる水面下の交渉経緯等であるところ、その不開示理由は文書 1126 について述べたところと同様である。

(49) 日韓国交正常化交渉の記録（請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル）（文書 1128・乙第 37 号証，番号 109）

ア 不開示情報の内容

文書 1128（乙第 37 号証）は、外務省等が作成した「請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書 1128 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 175 頁（－174－）5 行目から 6 行目までの約 1 行分，同頁 13 行目から 176 頁（－175－）1 行目まで，同頁最終行から 177 頁（－176－）4 行目まで

いずれも「請求権・経済協力の処理方針」の項にあり、李ライン付近で拿捕された日本漁船に関するわが国の請求権の試算額，上記請求権に関する国内の関係各省の具体的見解等が記載されている。

- ② 186 頁から（－185－に「次頁以下 2 頁不開示」と記載されている部分）188 頁（－185－）下から 4 行目まで，192 頁ないし 203 頁（－188－に「次頁以下 12 頁不開示」と記載されている部分）

「大蔵省の申し入れと討議の推移」の項にあり，日韓会談における請求権問題に関する大蔵省見解が具体的に記載されている。

- ③ 235 頁（－220－），236 頁（－221－），237 頁（－222－），238 頁（－223－），239 頁（－224－）

いずれも「請求権 8 項目の解消」の項にあり，「請求権問題の合意事

項草案」に対する大蔵省見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書 1 1 2 8 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する政府内部の関係各省の具体的な見解であり、その不開示理由は文書 4 7 7 について述べたところと同様である。

(50) 朝鮮郵船所属船舶の韓国引渡（文書 1 1 3 5 ・ 乙第 2 5 7 号証，番号 1 1 0）

ア 不開示情報の内容

文書 1 1 3 5 （乙第 2 5 7 号証）は、外務省等が作成した「朝鮮米軍ニ提供中ノ当社船ニ就テ」と題する文書等の複数の内部文書によって構成され、在朝鮮米軍に提供されていた在韓会社所属船舶 5 隻の引渡しに関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書 1 1 3 5 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、① 1 6 3 頁（－ 1 6 3 －）約 6 行分及び② 1 6 7 頁（－ 1 6 7 －）約 2 行分であり、前者は引渡すべき船舶の修繕費用の見積金額、後者は船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書 1 1 3 5 の不開示部分に記載された情報は、韓国に返還する船舶の修繕費用等としてわが国に請求された金額であり、その不開示理由は文書 4 7 7 について述べたところと同様である。

(51) 日韓予備交渉文化財関係会合（第 1 ～ 6 回）（文書 1 1 6 5 ・ 乙第 2 5 8 号証，番号 1 1 1）

ア 不開示情報の内容

文書 1 1 6 5 （乙第 2 5 8 号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 3 8 年 2 月 1 1 日から同年 4 月 3 日までに開催された「日韓予備交

渉文化財関係会合」第1回から第6回までの記録等である。

文書1165のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 39頁ないし49頁（-38-に「次頁以下11頁不開示」と記載されている部分）、70頁ないし75頁（-58-に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分）、87頁ないし95頁（-69-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）、97頁ないし105頁（-70-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）

いずれも、博物館等の日本国内に所在する韓国出土美術品、韓国書籍の「品名」及び「数量」等が目録形式で記載されている。

- ② 53頁（-42-）、54頁（-43-）、56頁（-45-）、59頁（-48-）不開示」と記載されている部分）

いずれも韓国出土美術品の具体的な品名が記載されている。

イ 不開示理由

文書1165の不開示部分に記載された情報は、韓国出土美術品、韓国書籍の各目録及び韓国出土美術品の具体的な品名であり、その不開示理由は、文書386、380において述べた不開示理由と同様である。

(52) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会（第7回）（文書1217・乙第259号証、番号112）

ア 不開示情報の内容

文書1217（乙第259号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月15日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1217のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、21頁（-2

1 -) 約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1217の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における具体的な金額を含む日本政府高官の「非公式見解」であるところ、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(53) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会（第8回）（文書1218・乙第260号証，番号55）

ア 不開示情報の内容

文書1218（乙第260号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月21日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1218のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、15頁（-15-）約4行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1218の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における日本政府高官が発言した「非公式見解」であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(54) 第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会（第10回）（文書1220・乙第261号証，番号114）

ア 不開示情報の内容

文書1220（乙第261号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月8日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第10回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1220のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 3頁（-3-）7行目から15行目まで、同頁最終行から4頁（-4-）8行目まで、6頁（-6-）4行目から5行目まで

いずれも「韓国請求権（要綱5関係）についての日本側の一応の見解」に対する韓国側の質問に対し、当時の大蔵省理財局長が補足説明した内容が具体的に記載されている。

- ② 11頁（-11-）4行分、13頁（-13-）下から4行目から14頁（-13-に「次頁不開示」と記載されている部分）、16頁（-15-）2行目から3行目まで、17頁（-16-）12行目から13行目、18頁（-16-に「次頁不開示」と記載されている部分）から19頁（-17-）9行目まで、同頁12行目から13行目まで、同頁15行目から16行目まで

いずれも「韓国請求権（要綱5関係）についての日本側の一応の見解」について、当時の大蔵省理財局長が説明した内容が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1220の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、韓国側代表者と非公式に検討協議した際に、「日本側の一応の見解」として説明をした内容で、いわゆる「非公式見解」というべきものであり、その不開示理由は

文書477について述べたところと同様である。

- (55) 第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談（文書1222・乙第262号証，番号115）

ア 不開示情報の内容

文書1222（乙第262号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月6日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容、経過等が記載されている。

文書1222のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁（-3-）約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1222の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について韓国側代表者と非公式に討議した際において述べられたいわゆる「非公式見解」というべきものであり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

- (56) 一般請求権小委員会臨時小委員会会合（第1～4回）（文書1223・乙第263号証，番号116）

ア 不開示情報の内容

文書1223（乙第263号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月24日から同12月13日までに開催された「一般請求権小委員会臨時小委員会会合」第1回から第4回までの記録であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1223のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 5頁(－5－)1行目から7行目まで、同頁最終行から6頁(－6－)3行目まで

いずれも第1回会合記録にあり、「逡信局関係作業」の問題について討議する際、韓国側から提示された14億円という金額の算出根拠が「決算表」によることについて日本政府高官が説明した内容及び上記作業の具体的方策等が記載されている。

- ② 10頁(－10－)9行目から18行目まで、11頁(－10－に「次頁不開示」と記載されている部分)、12頁(－11－)1行目から6行目まで、同頁13行目から15頁(－11－に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)まで

いずれも第2回会合記録にあり、日本側の保険関係の資料について、郵政省貯金局第2業務課長と韓国銀行参事が各発言した具体的な見解が記載されている

- ③ 19頁ないし20頁(－14－に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

第2回会合記録にあり、日本側が提出した郵便貯金関係資料で、預金口座数、預金残高の金額等が具体的に記録されている。

- ④ 27頁(－21－)下から2行目から28頁(－22－)11行目まで、同頁14行目から16行目まで、同頁最終行から29頁(－22－に「次頁不開示」と記載されている部分)ないし30頁(－23－)9行目まで

いずれも第3回会合記録にあり、日本の郵便貯金について、上記資料に基づいて討議した内容で、預金預払総額、月別支払金額、支払総額等の具体的な金額が記載されている。

- ⑤ 34頁ないし39頁（-26-に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分）

いずれも第3回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

- ⑥ 44頁（-31-）10行目から12行目まで，同頁15行目から16行目まで，45頁（-32-）8行目から13行目まで，46頁（-33-）4行目5文字分，47頁（-34-）1行目から3行目まで，48頁（-35-）5行目から6行目まで，同頁13行目から49頁（-35-に「次頁不開示」と記載されている部分）まで，53頁（-39-）下から4行目から54頁（-40-）11行目まで

いずれも第4回会合記録にあり，日本側数値と韓国側数値との際について，具体的な金額等の数値を提示して討議した内容が記載されている。

- ⑦ 56頁ないし57頁（-41-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）

いずれも第4回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

イ 不開示理由

文書1223の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する「逡信局関係」の問題について，韓国側と非公式に協議した際の日本政府高官及び韓国代表の各発言内容及び日本側の郵便貯金関係資料であり，いずれも，具体的な数値を含むものであるところ，その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

- (57) 一般請求権徴用者関係等専門委員会会合（第1～4回）（文書1224・乙第264号証，番号117）

ア 不開示情報の内容

文書1224（乙第264号証）は、外務省が作成した昭和37年2月13日から同月27日までに開催された「一般請求権徴用者関係等専門委員会会合」第1回から第4回までの記録であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されている。

文書1224のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）11行目、②同頁13行目から4頁（-4-）下から5行目まで、③同頁下から6行目から7行目まで、④5頁（-5-）3行目、6行目、9行目、⑤同頁下から2行目から6頁（-6-）1行目まで、⑥同頁12行目から下から2行目まで、⑦7頁（-7-）3行目、9行目から12行目まで、⑧11頁（-10-に「次頁不開示」と記載されている部分）、⑨13頁ないし16頁（-11-に「次頁以下4頁不開示」と記載された部分）、⑩19頁（-14-）15行目から16行目、17行目から18行目まで、⑪同頁最終行から20頁（-15-）1行目まで、3行目、4行目、⑫29頁（-24-）、⑬41頁（-35-）3行目から最終行まで、⑭45頁（-39-）12行目から最終行まで、⑮50頁（-44-）12行目まで、⑯51頁（-45-）下から6行目から3行目まで、⑰55頁（-49-）4行目から7行目まで、⑱57頁（-51-）3行目3文字分、⑲59頁（-53-）5行目3文字分、11行目5文字分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1224の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について、具体的な数値を示して説明した内容であるところ、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(58) 国会における在外財産補償に関する政府答弁等（文書1234・乙第26

5号証, 番号118)

ア 不開示情報の内容

文書1234(乙第265号証)は, 外務省アジア局第二課が作成した「国会の於ける在外財産補償に関する政府答弁等」, 同局が作成した昭和33年2月18日付け「日韓関係擬問答」, 同局北東アジア課が作成した昭和36年2月2日付け「衆議院外務委員会の日韓会談に関する資料要求の件」, 大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年3月20日付け「旧在韓日本財産の総額に関する国会答弁の件」, 外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員(自民党)の質問に対する回答」, 「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料(案)」と各題する複数の内部文書等によって構成されている。

文書1234のうち, 不開示理由1に基づく不開示部分は, 以下のとおりである。

- ① 30頁(−30−)5文字分, 31頁(−31−)1行目から2行目まで

大蔵省が作成した「戦時中の在朝鮮(韓国並びに北朝鮮)日本財産について」と題する文書中にあり, 前者は大蔵省が算出した朝鮮地域関係の私有財産額の具体的金額, 後者は財産権の評価基準についての具体的な評価がそれぞれ記載されている。

- ② 33頁(−33−)欄外上の約4行分, 35頁(−35−)5行目の5文字分, 6行目の5文字分

北東アジア課が作成した「旧在韓日本財産の額に関する国会答弁の件」と題する文書中にあり, 衆議院外務委員会における質問に対して想定した答弁案として具体的な金額が記載されている。

- ③ 42頁(−42−)5行目から8行目まで

外務省が作成した「日韓問題に関する江崎真澄議員（自民党）の質問に対する回答」と題する文書中にあり、「在韓日本財産の総額はいくらか。」との質問に対する回答として具体的な金額が記載されている。

- ④ 47頁（－47－）左から2行目，同頁最終行から48頁（－48－）2行目まで，49頁（－49－）右から1行目から2行目，同頁左から2行目から50頁（－49－に「次頁不開示」と記載されている部分）及び51頁（－50－）左から3行目まで，52頁（－51－），54頁（－53－），55頁（－54－），56頁（－55－）

いずれも外務省が作成した「日韓諸協定批准国会における在朝鮮日本財産に関する答弁資料（案）」と題する文書中にあり、「終戦当時の在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産について」に対する回答として、いずれも具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1234の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関し、「戦時中及び終戦当時における在朝鮮（韓国並びに北朝鮮）日本財産」について具体的金額を示して説明した内容であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(59) 日韓関係の打開について（文書1248・乙第57号証，番号119）

ア 不開示情報の内容

文書1248（乙第57号証）は、外務省アジア局中川局長が作成した昭和30年1月21日付け「日韓関係の打開について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されている。

文書1248のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①5頁（－5－）の約1行分，②8頁（－8－）の約2行分，③10頁（－10－）ない

し12頁（-10-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1248の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的データに基づく資産の内容及その価額を試算した算定金額である。その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(60) 日韓関係の調整（文書1257・乙第118号証，番号120）

ア 不開示情報の内容

文書1257（乙第118号証）は、外務省が作成した「日韓関係の調整に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での打合せの経過等が記載されている。

文書1259のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①5頁ないし7頁（-4-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）及び②8頁（-5-）であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1257の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的データに基づく資産の内容及その価額を試算した算定金額である。その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(61) 在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について -日韓会談再開の二条件の問題点-(文書1259・乙第266号証，番号121)

ア 不開示情報の内容

文書1259（乙第266号証）は、外務省アジア局が作成した昭和30年7月20日付け「在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について 一日韓会談再開の二条件の問題点一」と題する内部文書であり、韓国側から提示された日韓会談再開の2条件である「在韓日本財産に対する請求権を放棄せよとの要求」及び「久保田発言の撤回要求」について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1259のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①8頁（－8－）左から5行目から3行目まで、②10頁（－10－）右から4行目から7行目まで、③同頁左から2行目から11頁ないし13頁（－10－に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも財産・請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の建設的な提案を金額等の数値も挙げて個別具体的に検討した内容、経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1259の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に係る韓国側の要求に対する対応方針及びその決定経過であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(62) 日韓関係その後の状況（文書1260・乙第267号証，番号122）

ア 不開示情報の内容

文書1260（乙第267号証）は、外務省が作成した昭和30年9月15日付け「日韓関係その後の状況」と題する内部文書であり、政府高官が日韓会談再開のために韓国側代表者との間で非公式で数次にわたり実施された会談等の経緯及び討議された具体的な問題について検討内容等が記載されている。

文書1260のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁（－3－）

の約2行分であり、財産・請求権問題についての解決指針等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1260の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題を解決するために提示された日本側の具体的解決指針であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(63) 日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙第119号証, 番号123)

ア 不開示情報の内容

文書1261(乙第119号証)は、外務省が作成した「第一部 日韓全面会談の開催とその決裂」と題する内部文書であり、予備会談の申合せに基づき、昭和27年2月中旬から同年4月末まで第一次日韓会談が開催され、昭和28年4月中旬から同年7月末まで第二次日韓会談が解された経緯及び同年10月6日から開催された第三次日韓会談がいわゆる久保田発言を契機に決裂した内容等が具体的に記載されている。

文書1261のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、12頁(一12一)左から3行目から13頁(一13一)2行目までであり、第三次日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとしていた提案内容等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1261の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した一因となった財産・請求権問題の解決策として日本側が提示しようとした具体的な提案内容であり、その不開示理由は、文書477において述べた不開示理由と同様である。

(64) 日韓会談議題の問題点(文書1287・乙第58号証, 番号124)

ア 不開示情報の内容

文書1287(乙第58号証)は、外務省が作成した「日韓会談議題の問題点」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する具体的な問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1287のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 20頁(−19−に「次頁不開示」と記載されている部分)

「(二)財産請求権問題」の項にあり、韓国に対する請求権について試算した具体的金額が記載されている。

② 23頁(−22−)3行目から8行目まで、24頁(−23−)7行目から25頁ないし26頁(−23−に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

いずれも「(二)財産請求権問題」の項にあり、同問題についての現実的な解決策として提示された具体的な試案ないし見解が記載されている

③ 34頁(−31−)最終行から35頁(−31−に「次頁不開示」と記載されている部分)

「(四)在日朝鮮人の国籍処理問題」の項にあり、韓国と合意し得ると期待された具体的な事項が記載されている。

イ 不開示理由

文書1287の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた「財産・請求権問題」及び「在日朝鮮人の国籍問題」についての解決策としての具体的な提案内容であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(65) 日韓間抑留者相互釈放問題(文書1296・乙第122号証, 番号125)

ア 不開示情報の内容

文書1296（乙第122号証）は、外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書であり、韓国に拿捕された日本漁船の乗組員の返還請求問題と退去強制処分となった在日朝鮮人犯罪者の引取り要求問題について、政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

文書1296のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、8頁（－8－）2行目から5行目までの約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1296の不開示部分に記載された情報は、財産・請求権問題について我が国が検討した具体的な内容、経過であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

(66) 韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)（文書1313・乙第268号証，番号126）

ア 不開示情報の内容

文書1313（乙第268号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月8日付け「韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)」，大蔵省国有財産局管理課が作成した昭和40年4月6日付け「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り進め方について」，外務省作成の同月12日付け「各省打合会議メモ」，同月13日付け「経済協力関係打合せメモ」，大蔵省作成の同日付け「要望事項」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1313のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①10頁（－10－），②11頁（－11－），③13頁（－13－），④21頁（－21－）及び⑤26頁（－26－）であり、いずれも、財産・請求権問題に関し、朝鮮簡保特別会計預かり金，残余財産朝鮮人分，未払額，有価証券，在外資

産等の試算金額具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1313の不開示部分に記載された情報は、財産・請求権問題において問題となっている残余財産、未払金等価額を試算した算定金額であり、その不開示理由は文書477について述べたところと同様である。

以上